

○石垣市特定教育・保育施設等入所選考に関する要綱

平成23年11月1日

告示第161—1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項の規定に基づき、保育の実施に係る児童の選考等について必要な事項を定めるものとする。

(入所児童の選考基準等)

第2条 保育の利用を希望する者の入所の選考については、保育施設等の定員、年齢別定員(保育施設等の年齢区分ごとに保育施設等の状況及び申込みの状況を考慮して定める定員をいう。)等の事情により保育の必要性の高いものから、順次行うものとする。

2 入所児童については、別表第1の石垣市保育施設等入所選考基準に基づき、石垣市保育施設等入所選考基準表(様式第1号)を作成し、優先度を点数化することにより判断するものとする。

3 前項の規定による選考基準によっても選考し難い児童については、別表第2により保育を必要とする程度を判断する。

(平27告示18・平28告示12・平28告示218・平30告示199—3・令5告示137・令6告示257・一部改正)

(入所選考会議)

第3条 保育の実施の承諾に関して必要な選考を行うため、入所選考会議(以下「会議」という。)を設置する。

2 会議は、こども未来局長、子育て支援課長、支援係長、政策係長、幼保連携係長及びこども未来局長が指名する職員をもって組織する。

3 会議の会長にこども未来局長をもって充てる。ただし、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、子育て支援課長がその職務を代理する。

4 会議は、会長が招集する。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議の構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(平28告示12・平28告示218・平30告示95・令6告示257・一部改正)

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、保育施設等入所に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(平28告示12・一部改正)

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行し、平成24年度の申込みから適用する。

附 則(平成24年告示第170号)

この要綱は、平成24年11月1日から施行し、平成25年度の申込みから適用する。

附 則(平成26年告示第21号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年度の申込みから適用する。

附 則(平成27年告示第18号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年度の申込みから適用する。

附 則(平成28年告示第12号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年度の申込みから適用する。

附 則(平成28年告示第218号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年告示第7号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の石垣市特定教育・保育施設等入所選考に関する要綱の規定は、平成30年度入所(園)申込みから適用する。ただし、平成29年度入所(園)申込みについては、なお従前の例による。

附 則(平成30年告示第95号)抄

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年告示第199—3号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の石垣市特定教育・保育施設等入所選考に関する要綱の規定は、平成31年度入所(園)申込みから適用する。ただし、平成30年度入所(園)申込みについては、なお従前の例による。

附 則(令和2年告示第15—1号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の石垣市特定教育・保育施設等入所選考に関する要綱の規定は、令和2年度入所(園)申込みから適用する。ただし、令和元年度入所(園)申込みについては、なお従前の例による。

附 則(令和4年告示第172—2号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の石垣市特定教育・保育施設等入所選考に関する要綱の規定は令和5年度の申込みから適用する。ただし、令和4年度の申込みについては、なお従前の例による。

附 則(令和5年告示第137号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の石垣市特定教育・保育施設等入所選考に関する

要綱の規定は、令和6年度の申込みから適用する。ただし、令和5年度の申込みについては、なお従前の例による。

附 則(令和6年告示第257号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の石垣市特定教育・保育施設等入所選考に関する要綱の規定は、令和7年度の申込みから適用する。ただし、令和6年度の申込みについては、なお従前の例による。

別表第1(第2条関係)

(令5告示137・全改、令6告示257・一部改正)

石垣市保育施設等入所選考基準

基本指数

類型	保護者の状況		指数
就労	被雇用・自営業等	週40時間以上(月160時間以上)	20
		週35時間以上(月140時間以上)	19
		週30時間以上(月120時間以上)	18
		週25時間以上(月100時間以上)	17
		週20時間以上(月80時間以上)	16
		週16時間以上(月64時間以上)	15
		週12時間以上(月48時間以上)	14
妊娠・出産	出産予定日前3か月、産後6か月	月120時間以上の就労の場合 (産休取得予定)	就 労 指 数 に 準 じ る
		上記以外の場合	17
疾病・障害	疾病	入院1か月以上	20
		常時安静が必要又は臥床状態	20
		週4～5日程度の保育軽減が必要	18
		週1～3日程度の保育軽減が必要	15
	障害	身体及び精神障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2所持者又は同程度	20
		身体及び精神障害者手帳3級、療育手帳B1所持者又は同程度	18
		身体障害者手帳4級、療育手帳B2以下所持者又は同程度	16
		度	

	比較的軽症である	6
介護・看護	全面的な介護(看護)を必要とする場合(要介護5・4)	20
	一部介護(看護)を必要とする場合(要介護3・2)	18
	通院時に付き添いを必要とする場合	15
	基本的に日常生活は可能で、付き添いは不要	6
災害	災害(震災、風水害、火災等)の復旧に当たる場合	20
求職	求職のため日中外出を常態としている場合	5
	開業予定又は月48時間未満の就労の場合	10
就学	学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校に就学又は技術取得のため職業訓練等に通っている場合	就 労 指 数 に 準 じ る
育休	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。	20
	産休・育児休業明けで復職する場合	就 労 指 数 に 準 じ る
その他	行方不明・拘禁等により不在の場合	20
	前事由に掲げるもの以外で、明らかに保育に当たられないと認められる場合	就 労 指 数 に 準 じ る

備考

- 1 上記以外に児童福祉の観点から、明らかに保育が必要であると認められる場合には、入所選考会議の判定を受けて入所の承諾を行う。
- 2 就労・就学の時間には、通勤・通学時間は含まない。休憩時間は就労時間に含む。
- 3 基本指数について、該当する異なる類型が複数ある場合は、点数の高い類型を基本点として認定する。
- 4 選考に当たっては父母のそれぞれの基本指数と調整指数の合計指数を基準とし、総合的に審査、決定する。

調整指数

調整事項	指数
母子父子世帯又はこれらに準ずる世帯	+23
生活保護世帯	+5
里親世帯	+3
生計中心者の失業により、就労の必要性が高いと認められる場合	+1

障がい児(者)がいる場合	+2
多子世帯(就学前児童が2人以上いる世帯)	+1×人数
若年世帯(父母のいずれかが申込時点では18歳以下)	+9
発達支援保育対象児である場合	+16
地域型保育事業の卒園児である場合	+12
連携施設加算	+200
転園を希望する場合(4月1日継続児童選考時のみ)	+10
企業主導型保育施設の卒園児である場合(3か月以上在園していること)	+8
特定教育・保育施設等若しくは認可外保育施設にて保育士として就労している又は採用予定の場合	+10
父母のどちらかが単身赴任等により市外在住の場合	+2
認可化移行支援事業の対象施設に在園しており、認可保育園等に移行後も当該保育施設へ通うことを希望している場合	+10
保護者が重度の障害で、特に能力的に養育が困難であると認められる場合	+8
虐待やDVのおそれがあること(関係機関等により、特別な支援が必要であると認められる場合)。	+80
採用予定(就労の基準に対して)	-2
育休延長が許容できる場合	-40
その他調整を要すると認めるもの	

別表第2(第2条関係)

(平30告示199—3・追加、令2告示15—1・令5告示137・令6告示257・一部改正)

同一指数世帯の優先順位	
1	当該希望する保育施設等の希望順位が高い
2	希望する保育所等に兄弟姉妹が入所している場合
3	類型が「災害」
4	類型「その他」の「行方不明・拘禁等により不在の場合」
5	母子父子世帯又はこれに準ずる世帯
6	障がい児(者)のいる世帯
7	父母のどちらかが単身赴任の世帯
8	類型が「疾病・障害」
9	就学前児童が多い世帯

10	類型が「就労」
11	類型が「介護・看護」
12	類型が「妊娠・出産」
13	保護者が採用予定の世帯
14	保護者が就学の世帯
15	保護者が求職中の世帯
16	待機期間の長い世帯
17	父母の所得が低い世帯
18	小学校3年生以下の児童が多い世帯

＊ただし、こども園に入園を希望する場合は、同一指数世帯の優先順位について、各順位ごとに小学校区を優先する。

石垣市保育施設等入所選考基準表

児童名				<table><tr><td>選考点数</td><td>基本指数</td><td>調整指数</td><td>合計</td></tr><tr><td>父</td><td></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>母</td><td></td></tr></table>				選考点数	基本指数	調整指数	合計	父				母	
選考点数	基本指数	調整指数	合計														
父																	
母																	
就学前児童数 (本人含む)		人															

【基本指数】

類型	保護者の状況	指数	父	母
就労	被雇用・自営業等	週40時間以上(月160時間以上)	20	
		週35時間以上(月140時間以上)	19	
		週30時間以上(月120時間以上)	18	
		週25時間以上(月100時間以上)	17	
		週20時間以上(月80時間以上)	16	
		週16時間以上(月64時間以上)	15	
		週12時間以上(月48時間以上)	14	
妊娠・出産	出産予定日前3か月、産後6か月(予定日 年 月)	月120h以上の就労の場合(産休取得予定)	就労指数に準じる	
		上記以外の場合		17
疾病・障害	疾病	入院1か月以上	20	
		常時安静が必要又は臥床状態	20	
		週4～5日程度の保育軽減が必要	18	
		週1～3日程度の保育軽減が必要	15	
	障害	身体及び精神障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2所持者又は同程度	20	
		身体及び精神障害者手帳3級、療育手帳B1所持者又は同程度	18	
		身体障害者手帳4級、療育手帳B2以下所持者又は同程度	16	
比較的軽症である		6		
介護・看護	全面的な介護(看護)を必要とする場合(要介護5・4)		20	
	一部介護(看護)を必要とする場合(要介護3・2)		18	
	通院時に付き添いを必要とする場合		15	
	基本的に日常生活は可能で、付き添いは不要		6	
災害	災害(震災、風水害、火災等)の復旧に当たる場合		20	
求職	求職のため日中外出を常態としている場合		5	
	開業予定又は月48時間未満の就労の場合		10	
就学	学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校に就学又は技術取得のため職業訓練等に通っている場合		就労指数に準じる	
育休	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。		20	
	産休・育児休業明けで復職する場合(予定日 年 月 日)		就労指数に準じる	
その他	行方不明・拘禁等により不在の場合		20	
	前事由に掲げるもの以外で、明らかに保育に当たられないと認められる場合		就労指数に準じる	

【調整指数】

調整事項	指数	父	母
母子父子世帯又はこれらに準ずる世帯	+23		
生活保護世帯	+5		
里親世帯	+3		
生計中心者の失業により、就労の必要性が高いと認められる場合	+1		
障がい児(者)がいる世帯	+2		
多子世帯(就学前児童が2人以上いる世帯)	+1×人数		
若年世帯(父母のいずれかが申込時点で18歳以下)	+9		
発達支援保育対象児である場合	+16		
地域型保育事業の卒園児である場合	+12		
連携施設加算	+200		
転園を希望する場合(4月1日継続児童選考時のみ)	+10		
企業主導型保育施設の卒園児である場合(3か月以上在園していること)	+8		
特定教育・保育施設等若しくは認可外保育園にて保育士として就労している又は採用予定の場合	+10		
父母のどちらかが単身赴任等により市外在住の場合	+2		
認可化移行支援事業の対象施設に在園しており、認可保育園等に移行後も当該保育施設へ通うことを希望している場合	+10		
保護者が重度の障害で、特に能力的に養育が困難であると認められる場合	+8		
虐待やDVのおそれがあること。(関係機関等により、特別な支援が必要であると認められる場合)	+80		
採用予定(就労の基準に対して)	-2		
育休延長が許容できる場合(ただし、年 月入所から利用希望)	-40		
その他調整を要すると認めるもの			

【備考】

7/8

様式第1号(第2条関係)
(令6告示257・全改)